

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年6月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和 4 年 5 月 20 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

| | |
|--------|--|
| 相手方 | _____ |
| 損害賠償の額 | 537,906 円 |
| 事故の概要 | 令和 4 年 1 月 12 日午前 8 時 14 分頃、国道 24 号楠本交差点（和歌山市楠本）付近において、相手方車両が追越し車線上に停車していることに気づかず、車両の前部が相手方車両の後部に接触し、相手方を負傷させ、もって相手方に損害を与えた。 |